

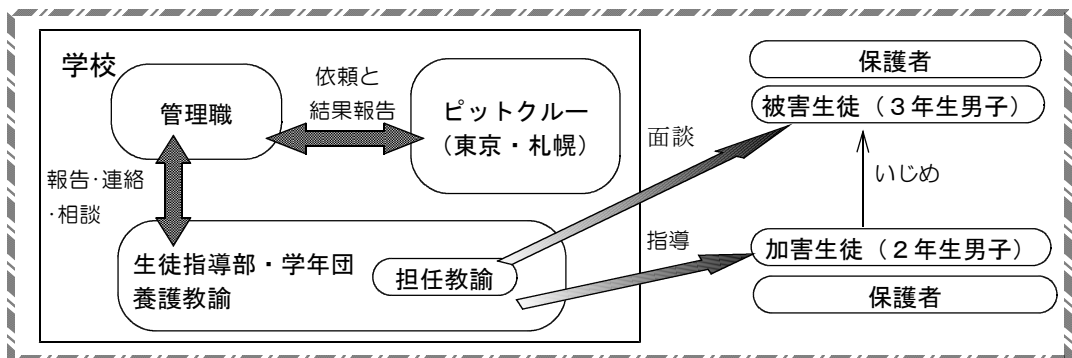
認知したいじめを速やかに解消した事例14（高等学校第3年生男子）

～外部の専門機関の効果的な活用～

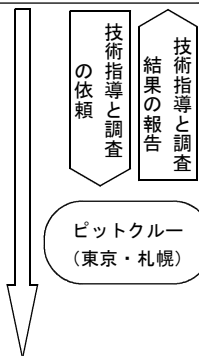
問題の把握

加害生徒が自分のスマートフォンで被害生徒を中傷しながら動画を撮影し、アプリケーションを使って不特定の第三者に送信した。被害生徒が直ちに教員に報告し発覚した。

対応状況



いじめの認知



加害生徒への指導 被害生徒へのケア 保護者に報告



いじめ解消確認

- 5月下旬に、加害生徒が自分のスマートフォンで、被害生徒に「きもい」などと言いながら動画を撮影した。さらに無料通話アプリケーションによって不特定の第三者に送信した。被害生徒が教員に報告したため発覚した。
- 生徒指導部と学年団の教諭が加害生徒に聞き取りを実施し、いじめの事実を確認し、管理職に報告した。
- 学校で問題の動画の削除を試みたが不可能だったため、サイバーパトロール業務を委託しているピットクルーに技術指導を求めるとともに、本件の調査を依頼した。ピットクルーからは、問題の動画がネット上に確認できないことなどから、今後、問題が発生する可能性は非常に低いとの説明があった。
- ピットクルーからの報告を職員に周知するとともに、被害生徒と保護者に対し、これまでの経緯を報告し、理解を得た。加害生徒とその保護者にも経緯を説明するとともに、改めていじめの事実を確認し、いじめの解消に向けた指導を行った。
- 全校生徒に対しては各HR担任を通じて、スマートフォン等の使用の仕方について指導した。加害生徒の所属する学年については学年集会を実施し、全体指導を行った。
- 加害生徒が被害生徒に対し謝罪する意志があることを生徒指導部が確認し、被害生徒への謝罪と話合いの場を設けた。
- 6月上旬に、担任教諭、養護教諭及び学年団の教諭が、被害生徒と加害生徒の関係回復といじめの解消を確認した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・ インターネット上での問題には技術的な面で学校側の対応が追いつかず、問題の確認や解決に時間がかかってしまう場合がある。外部の専門機関などと連携して対処することで、問題の速やかな解消を図ることが大切である。
- ・ 生徒指導部・学年を中心とした組織的な校内体制での対応が必要である。
- ・ 保護者に調査の経過などの情報を適宜伝えるなど、連絡を密に取る必要がある。